



集団的自衛権

法制局文書 3点のみ 岡田氏に答弁書

毎日新聞 2016年1月20日 20時59分 (最終更新 1月20日 21時15分)

一昨年の集団的自衛権行使容認に伴う憲法解釈変更を巡り、内閣法制局が検討過程を公文書に残していなかった問題で、政府は19日に閣議決定した答弁書で「適正に文書を管理している」とした。その上で、保有する文書は、集団的自衛権行使容認を閣議決定した時に法制局が内閣官房国家安全保障局へ「意見はない」と回答した際の決裁文書と、与党協議会の配布資料など外部の会議資料2種類の計3点しかないことを改めて認めた。民主党の岡田克也代表の質問主意書に答えた。

今回の問題では毎日新聞の情報公開請求に対し、法制局はこの3点の文書を開示。公文書管理法は、閣議決定や法令制定の経緯について検証可能な文書の作成を義務づけているが、内部での検討過程や他の政府部局とのやり取りを記した記録はなかった。

法制局総務課長は昨年9月の取材に「公文書管理法にのっとって文書は適正に作成・管理している」と答えた。今回の答弁書は、総務課長の発言を、政府が正式の見解としたことを意味する。しかし、専門家からは法の趣旨に反するとの批判が出ている。岡田氏も主意書で「(検討過程を記した)文書がなければ公文書管理法に明確に違反する」と述べた。

岡田氏は法制局がどのような議論をしたのかについても質問。政府は「与党協議会の際、安政局と法制局の担当者間で意見交換した」と回答したが、それを裏付ける公文書は法制局にはない。

一方、岡田氏は安全保障関連法案自体の審査過程についても同様に質問。政府は「審査経過ごとの条文案、説明資料等を保有している」と回答した。

毎日新聞はこの審査過程についても、昨年6月16日に情報公開請求をしたが、一部を除いて開示決定期限が今年6月27日に延長され、まだ開示されていない。【日下部聡】

毎日新聞のニュースサイトに掲載の記事・写真・図表など無断転載を禁止します。著作権は毎日新聞社またはその情報提供者に属します。

Copyright THE MAINICHI NEWSPAPERS. All rights reserved.